

1. 競争参加の資格

競争参加の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む。）は、以下の要件をすべて満たす者に限ります。なお、個別案件において、追加の参加要件や条件を付すことがありますので、ご留意願います。

- 1) 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けていること。
競争参加資格審査の詳細については、当機構HP「調達情報」>「競争参加資格審査」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照願います。
- 2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ・ プロポーザル若しくは技術提案書（以下、「プロポーザル等」という。）の提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザル等を無効とする。
 - ・ プロポーザル等の提出締切日の翌日以降から、契約交渉順位決定日又は入札日までに資格停止期間が開始される場合、プロポーザル等を無効とする。
 - ・ 契約交渉順位決定日又は入札日の翌日以降に資格停止期間が開始される場合、契約交渉・契約手続きを進める。
 - ・ プロポーザル等の提出締切日が資格停止期間終了後の場合、プロポーザル等を受付ける。
- 3) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人ではないこと。

2. 業務指示書の配布

業務指示書又は入札説明書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)を参照願います。

なお、業務指示書等の配布は、上記 1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。

- (1) 全省庁統一資格結果通知書を有している場合
平成 25・26・27 年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。
- (2) 全省庁統一資格結果通知書を有していない場合
全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受け、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから 2～3 営業日で結果通知させていただきます。
また、競争参加資格審査の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照願います。

3. 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、プロポーザル等の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、プロポーザル等を無効とします。

- (1) 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- (2) 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

- (3) 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- (4) 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (5) 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (6) 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (7) その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

4. 情報の公表について

本公示による評価結果、契約内容等については、コンサルタント等契約情報として、原則機構ホームページ上に公表します。以下に示します具体的公表内容をご承知の上、競争に参加していただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザル等の提出をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 選定結果の公表

本公示により、簡易プロポーザルを提出するコンサルタント等については、その選定結果を機構ホームページ上に公表します。

(2) 契約内容の公表

本公示により契約に至った契約先に関する情報を「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づき、次のリンクのとおり公表します
(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)。

(3) 一定の関係を有する法人との契約に関する情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとなりましたので、次のリンクのとおり情報を公表します
(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)。

1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近 3 ヶ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

4) 情報の提供

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。